

# 神護寺薬師如来像の史的考察

## III 井 舞

はじめに

一、神護寺薬師如来像の旧安置寺院の再検討

第二節 「弘仁資財帳」の理解をめぐって

第二節 「承平交替実録帳」の再検討

第三節 資財継承のもつ意味

二、神護寺薬師如来像の造像背景

第一節 先行研究の再検討

第二節 神のための仏

おわりに

明なものが多い平安初期の一木彫像のなかで、際立った特色となつてゐる。

また本像は、造形的に特徴ある像が多い平安初期一木彫像のなかでも、きわめて個性的な像であり、このこともまた、本像が注目され続けてきた理由の一つに挙げられるだろう。大ぶりの肉髻・螺髪による巨大な頭部、素材の形状をそのままにいかした体軀の厚み、上半身と下半身の軸線がぶれることによる体軀の奇妙なゆがみ。こうした全身のバランスの不自然さが、本像の醸し出すすごいとなつてゐる。面相部もまた左右非対称で、目尻のあがつた鋭い目や、口角を下げてへの字に結んだ口もとが、厳しい形相を生み出してゐる（挿図2）。こうしたかたちが生み出す強烈な印象に触発され、本像の背後には尋常ならざる何かがあるに違ひないと、これまでさまざまな考えがめぐらされてきたのである。

京都・神護寺に安置される薬師如来像（以下、本像、または神護寺像と略称する。挿図1）は、像高一七〇・六センチメートルの素木の一木彫像である。<sup>(1)</sup> 薬師三尊像の中尊として、現在、金堂に安置されている。

本像は、平安時代初期を代表する一木彫像の一つとして知られ、これまでに多くの研究が積み重ねられてきた。<sup>(2)</sup> 本像は、平安時代初期の数少ない基準作であり、また比較的豊富な関連史料を手がかりに、その造像背景を考察することができる貴重な作例である。このことは、制作年や造像背景の不

も、必須のものであろう。

以下では、あらためて本像に關わる根本史料の再検討をおこない、その上で、本像の造像背景の問題に臨みたいと思う。

## 一、神護寺薬師如来像の旧安置寺院の再検討

### 第一節 「弘仁資財帳」の理解をめぐつて

#### (1) 神護寺の成立

最初に、神護寺の成り立ちについて確認しておきたいと思う。神護寺の成立については、知られるように、『類聚国史』卷一八〇、仏道七、諸寺、天長元年九月壬申条、および『類聚三代格』卷二、年分度者事に所収される天長元年九月二十七日太政官符に詳しい。<sup>(3)</sup>

挿図1 神護寺薬師如来立像 正面

挿図2 同 頭部正面

史料1 天長元年（八二四）九月二十七日太政官符（『類聚三代格』卷二、年分度者事）

#### 太政官符

應下以「高雄寺」為「定額」并定中得度經業等上事

右、正五位下行河内守和氣朝臣真綱等上表稱、昔景雲年中、僧道鏡辱僭法王之号、遂懷窺覲之心。遍邪幣於群神、行權謫於僥幸。<sup>a</sup>爰八幡大神、痛天嗣之傾弱、憂狼奴之將興。神兵交鋒、鬼戰連年。彼衆我寡、邪強正弱。大神歎自威之難<sup>b</sup>、當仰<sup>c</sup>仏力之奇護。乃因御夢<sup>d</sup>請使者、有<sup>e</sup>勅、喚<sup>f</sup>臣等故考從三位行民部卿清麿、面<sup>g</sup>宣御夢之事。仍以<sup>h</sup>天位<sup>i</sup>讓<sup>j</sup>道鏡<sup>k</sup>之事、令<sup>l</sup>言<sup>m</sup>大神。清麿奉<sup>n</sup>詔旨、向<sup>o</sup>宇佐神宮。于<sup>p</sup>時大神託宣、夫神有<sup>q</sup>大小<sup>r</sup>好惡不<sup>s</sup>同。善神惡淫祀、貪神受邪幣。我<sup>t</sup>為<sup>u</sup>下紹<sup>v</sup>隆皇緒<sup>w</sup>扶<sup>x</sup>濟國家、写<sup>y</sup>造一切經及仏、諷<sup>z</sup>讀最勝王經一万卷、

建二「伽藍」除二凶逆於一旦、固二社稷於万代。汝二承此言、莫レ有三遺失。清麿對二大神誓云、國家平定之後、必奏三後帝、奉レ果二神願。粉身殞命、不レ錯二神言。還奏二此言、遭二時不遇。身降二刑獄、遂配三荒隅。幸蒙二神力、再入二帝都。宝龟十一年數二奏此事、天皇感歎親制詔書。未レ行之間、遇二讓位之事。天應二年亦奏二之。柏原先帝即以三前詔書、普告天下。至延曆年中、私建二伽藍、名曰二神願寺。天皇追嘉二先功、以二神願寺為二定額。今此寺地勢沙泥不レ宜三壇場。伏望、相二替高雄寺以為二定額、名曰二神護國祚真言寺。仏像一依二大悲胎藏及金剛界等、簡下解二真言僧二七人上、永為二國家修二行三密法門。其僧有レ闕者、挾下有二道行僧上補レ之。又簡二貞操沙弥二七人、令レ転二讀守護國界主經及調和風雨成熟五穀經等。昼夜更代不レ斷其声、七年之後預得度例。一則果二大神之大願、二則除二國家之災難者。右大臣宣、奉レ勅、得度一代之間、毎レ年聽レ度二人。自余依レ請。

天長元年九月廿七日

右の官符によれば、神護寺は、和氣清麻呂の子、真綱と仲世の上奏により、天長元年に成立した。彼らは、父清麻呂が建立した神願寺のかわりに高雄寺（高雄山寺）を定額寺とすること、これを神護國祚真言寺（神護寺）と改名すること、また真言道場とすることなどを奏請した。これが許されて神護寺が成立したのである。高雄寺（高雄山寺）を神願寺にかえて定額寺としたのは、神願寺の地勢が「沙泥」のため壇場に適さなかつたからであつた。『類聚国史』はこれを「汚穢」であつたためとする。

このように、神護寺の成立には、神願寺と高雄山寺という二つの寺が関わっていた。このうち高雄山寺とは、右にみたように神護寺の直接的な前身寺

院で、和氣氏の寺である。草創年代ははつきりとしないが、延暦二十一年（八〇二）までには建立されていたとみられる。<sup>(4)</sup>

一方の神願寺とは、和氣清麻呂が建立した寺である。その建立経緯についても、史料1に詳しい。奈良時代末期に、清麻呂は、宇佐八幡の託宣を天皇に奏し、道鏡の皇位繼承を阻止する役割を果たした。史料1によると、このいわゆる宇佐八幡神託事件の際、八幡神は清麻呂に、「一切經および仏を写造し、最勝王經一万巻を諷誦し、一伽藍を建てよ」（史料1の傍線部b）といふ託宣を下した。この託宣にもとづいて建てられたのが、神願寺である。清麻呂は、光仁天皇の宝亀十一年（七八〇）に寺院建立の許可を求めて許されたが、天皇の崩御のために事がとどこおつてしまつた。そのため、清麻呂は、次の桓武天皇の代になつてあらためて建立の奏上をおこない、延暦年間に至つて寺を建て、神願寺と名づけたのであつた。<sup>(5)</sup> 桓武天皇は清麻呂の功績をたたえ、神願寺を定額寺とすることを認めたといふ。

このように、神護寺は、神願寺のかわりに、高雄山寺が定額寺となつて改名し成立した、真言密教の寺院であつた。この神護寺に現在安置されているのが、本稿で取り上げている薬師如来像である。ところが、本像は顯教尊の薬師如来である。すなわち、本像は、本来、真言寺院である神護寺のためにつくられた像ではないとみてよい。本像は、神願寺か高雄山寺のいずれかに安置されていた像とみられるのであり、そのため、これまでその旧安置寺院が議論的となつてきたのである。

本像が神願寺の旧像であるとする説は、早く足立康氏が論じられ、これ以降は、この〈神願寺旧像説〉を前提に、本像の造像背景が考察されてきた。

これに対し、近年になって、かつてとなえられたことのある〈高雄山寺旧像説〉が提唱された。<sup>(7)</sup> 現在、美術史学分野においては、この両説が並び立つて

おり、十分に議論が尽くされているとは言い難い状況にあるようだ。本像がなぜつくられたかという造像背景を考える上でも、その旧安置寺院の問題を避けることはできない。そこでまず、関連する基本史料の再検討を通じて、本像が、神願寺と高雄山寺のいずれの寺にあつたのかを、確定したいと思う。

## (2) 『神護寺略記』

本像の旧所在地の問題に関わる史料として、主に、神護寺に伝えられた『神護寺略記』と『承平交替実録帳』が、これまで注目されてきた。<sup>(8)</sup>

このうち『神護寺略記』(以下、『略記』とする)は、神護寺に伝来している文書などを引用してまとめられた寺誌である。『略記』の内容が鎌倉時代末頃まで及ぶこと、また元徳元年(一二二二九)と建武三年(一二三三六)の具注曆の一部が料紙として用いられていることから、『略記』の成立は鎌倉時代末期頃と推定されている。『略記』の冒頭の項目「堂院事」には、この史料が成立した当時、神護寺にあつた堂宇や資財などが列举される。

### 史料2 『神護寺略記』 堂院事

金堂

三間檜皮葺堂一宇、在四面庇、戸四具、

五間檜皮葺礼堂一宇、南面蔀五具、東西各真戸三具、

右承平実録帳云、三間檜皮葺根本堂一宇、四面庇、戸六具、

在五間檜皮葺礼堂一宇、戸五具之中南面三具蔀、東西脇戸具戸云々、今金堂。

a 檀像薬師仏像一軀、長五尺五寸、  
同脇士菩薩像二軀、各四尺七寸、

已上三尊奉レ安<sub>ニ</sub>置錦帳内。此錦者、為<sub>ニ</sub>後白河院

御願<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>之。

b 右弘仁資財帳云、薬師仏像一軀、脇士菩薩像一軀、

c 承平実録帳云、檀像薬師仏像一軀、長五尺五寸、

同脇士菩薩像二軀、各長四尺五寸云々、

右の傍線部aによると、神護寺の金堂には、「檀像薬師仏像一軀、長五尺五寸、同脇士菩薩像二軀、各四尺七寸」が安置されていた。ここに記される寸法は、現在、神護寺金堂に安置される薬師三尊像にほぼ一致する。すなわち、ここに記される「檀像薬師仏像」が、本稿で取り上げている神護寺像に相当するのである。

この傍線部aに関しては、「弘仁資財帳」と、「承平実録帳」(傍線部b、c)という二つの帳簿の逸文が引用されている。これらの帳簿は、『略記』成立時点で神護寺に伝わっていたとみられるものである。そして本像について記すこの二つの逸文は、本像の由來を示唆するものとして注目されてきたのである。

前者の「弘仁資財帳」とは、弘仁年間(八一〇~八二四)に作成された寺院の財産目録であり、神護寺が成立した天長元年(八二四)以前のものということになる。すなわち「弘仁資財帳」は、神護寺のものではない。そして、そこに本像についての記載があることより、本像は当初、この「弘仁資財帳」を作成した寺にあつたことを示している。しかしながら、『略記』には、「弘仁資財帳」がどこの寺のものなのか述べるところがない。そのため、これが

神願寺と高雄山寺のうち、いずれのものであるのかが、議論の焦点となつてきただのである。

### (3) 先行研究の再検討

資財帳とは、国家が諸寺の実態を把握・管理するために、諸寺に対しても作成を義務づけた財産目録である。<sup>(10)</sup>八世紀前半頃には、国司・国師が檀越・三綱とともに、寺の資財を調査して記録することが義務づけられ、資財帳制の原形が成立したとされる。天平宝字八年（七六四）には、国分寺・定額寺の資財帳が朝廷に提出することとされた。しかしその後、延暦十七年（七九八）から天長二年（八二五）までの十七年間は、定額寺については資財帳の提出が停止されたことが知られている。

先にも述べたように、早くに、本像が神願寺の像であるとする〈神願寺旧像説〉を論じられたのは、足立康氏であった。氏は、資財帳は官寺が作成するものであるという点を主な論拠として、「弘仁資財帳」は定額寺であつた神願寺のものだとされた。これが長く定説となり、この足立説をもとに、本像の造像背景が論じられてきた。ところが一九八九年になつて、中野忠明氏が資財帳制度の変遷に注目され、本像が高雄山寺旧像であると述べられたのである。<sup>(11)</sup>中野氏は、「弘仁資財帳」の作成された弘仁年間が、定額寺資財帳の提出停止期間に相当することを指摘され、資財帳提出の義務がなくなつた神願寺が、弘仁年間に資財帳を作成するはずがないと論じられたのである。

このように、足立・中野両氏は、主に資財帳制度に照らして、神願寺と高雄山寺のうちどちらの寺が、弘仁年間に資財帳を作成する可能性があつたのかどうかを議論している。いつたいどちらの説が妥当なのであろうか。

いま一度確認すると、足立氏の論拠の一つは、「資財帳は官寺が作成する」

史料3 延暦十七年（七九八）一月二十日太政官符（『類聚三代格』卷三、

定額寺事）

太政官符

応停定額寺資財帳進官事

右、被大納言從三位神王宣備、奉勅、准例五畿七道諸国定額諸寺資財等帳、附朝集使毎年進官。自今以後、宜停進之。但遷替国司相続検校。其國分二寺一依先例。

延暦十七年正月廿日

注目されるのが、この太政官符の末尾に、「ただし、交替する国司は代々検校せよ」（傍線部）とある点である。少なくとも国司が交替する際には、定額寺資財帳の提出が停止された後も、引き続き、定額寺の資財を調査・確認することが義務づけられていたのである。すなわち、資財帳の提出は停止されたが、国司による寺の資財管理は継続していたのであり、資財帳は当然、

史料4 承平元年（九三一）十一月二十七日勘解由使奏文抄  
神護寺実録帳事已下盛淳私勘出取レ意也、  
帳始云、勘解由使譲奏

## 勘二神護寺交替実録帳一事

前司別當大僧都法眼和尚位觀宿、延喜廿三年正月廿四日任、  
上座伝燈法師位當然、延喜廿二年六月廿日任、  
寺主伝燈満位明祚、延長二年八月十九日任、  
都維那伝燈住位壹情、延長二年八月十九日任、  
新司別當宝塔院七禪師伝燈法師位仁樹、六十代酉西天皇  
卅日任、

一、堂院

三間檜皮葺根本堂一宇、四面庇、戸六具、  
〔在〕五間檜皮葺礼堂一字、戸五具、之中南面三  
具、蔀、東西脇戸二具

堂内物

金色十一面觀音像、長五尺三寸、  
檀像藥師仏像一軀、長二尺六寸、〔五尺五寸〕  
〔同〕脇士菩薩像二軀、長各四尺五寸  
檀像阿彌陀仏一軀、長二尺七寸、  
八幡大菩薩像一鋪

御座床、二前、前机、二前

白木礼盤、二基

六間檜皮葺根本真言堂一宇、在二面庇、戸二具、〔在額〕

〔胎藏界曼荼羅一鋪八副、金銀泥絵、赤紫綾裏、八葉形錦縁、  
同紐并軸桶〕

三間檜皮葺五仏堂一宇、四面庇、戸六具  
金色金剛界等身五仏

（中略）

一、諸國庄々田地并券契目録

その後も作成されていたと考えてよい。したがって、定額寺において資財帳の提出が停止されることになったとしても、定額寺である神護寺が資財帳を作成しなくなつたとは言えないものである。

このように「弘仁資財帳」を神願寺のものとする足立氏の説、および「弘仁資財帳」を高雄山寺のものとする中野氏の説は、ともに論拠が不十分であり、決め手に欠けているように見える。<sup>(14)</sup>

では、「弘仁資財帳」は、いつたいどちらの寺のものであろうか。本稿では、あくまでも史料の検討を通じて、結論を導きたいと思う。

## 第二節 「承平交替実録帳」の再検討

### （1）「勘解由使奏文抄」

前節でみた『神護寺略記』には、本像に該当する「檀像藥師仏像一軀、長五尺五寸」という記述があり、この記述に関連して「弘仁資財帳」だけではなく、「承平実録帳」（史料2の傍線部b）も引用されていた。

これとは別に、早く福山敏男氏は、神護寺所蔵の『神護寺略記』の紙背に「神護寺実録帳事」から始まる一文のあることを発見され、その本文と内容を詳しく紹介しておられる。<sup>(15)</sup> 福山氏が紹介されたこの帳簿は、「承平実録帳」の原本を、僧盛淳が部分的に勘出して成つたもので、これをその後さらに何度も転写したものである。これは、「承平実録帳」の原本をうかがい知るための貴重な史料として、これまでも注目を集めてきた。

福山氏は、この史料を「承平交替実録帳」と命名され、現在もこの名称が用いられることが多い。だが、解由制度の研究が進んだ現段階にあっては、以下述べるような作成手続き・機能からみて、「勘解由使奏文抄」とでも呼ぶことが適切なもののようにある。

登美庄 大和国、秋篠庄 同国、  
吉田庄 河内国、高瀬庄 同国、

如是四十箇庄諸国有レ之、

そこでまず、本史料を理解するために、解由制度について確認しておく必要がある。

一、縁起資財図券勅書宣命目録

神願寺縁起帳、二卷

神護寺資財帳、二卷

神護寺図一枚、乃至中間略之、

実録帳六卷

光孝天皇仁和三年帳一卷、別当案綜記、前司禪念無署、

五十九代宇多院寛平五年一卷、別當補念記、

六十代醍醐天皇延喜四年一卷、前司禪念、新司修証記、

同十九年一卷、前司修証、新司寛空記、

同二十二年一卷、前司寛空、新著親印、白紙、無前後司署者、

同天皇延長元年一卷、前司親印、新司大僧都親宿記、

(中略)

以前事条所レ勘如レ件、謹以申聞謹奏。

承平元年十一月廿七日

私云、四位一人、五位二人、檢校中納言三位、中納言從

三位乃至藤原朝臣恒佐宣、奉レ勅、依レ奏、

朱雀院六十一代承平元年廿七日

已上、応永七年庚辰十月八日、於三神護寺金剛宝院

学窓、拭ニ七十五歳老眼、

成身院本、実録帳内勘文了、可レ哀々レ々、

法印權大僧都盛淳

(下略)

※〔〕は、「神護寺略記」などから補つたもの。

解由制度とは、官人の交替に際し、任期中における官有物の運用・保全が適正であつたかどうかを監査する、一種の官吏監査制度である。その監査は、太政官のもと、勘解由使によつておこなわれていた。<sup>(16)</sup>こうした一般官人に適用されていた解由制度が、貞觀十二年（八七〇）に、寺の責任者である別当や三綱にも適用されることとなつた。解由制度においては、前任者が適正に任務を完了したと認められた場合に、解由状という公文が与えられたが、寺の別当が交替する際にもまた、任務の適正な遂行や寺院財産の欠損などを監査する手続きのなかで、そうした交替公文が作成された。

寺院の解由制度を詳細に検討された牛山佳幸氏は、今問題としている史料の原本が、「奏文」という公文の一つであることを論じられた。これは、冒頭の「勘解由使謹奏」からはじまるA部、および本文末尾のC部が、延喜勘解由式に定める「奏文」の様式に則つていてことから判断されたものである。<sup>(17)</sup>

こうした解由制度を理解した上で、本史料をとらえ返すならば、次のようになる。延長六年（九二八）の別当觀宿の没後、新しく仁樹が別当に補任されるにともなつて、神護寺が「交替実録帳」（史料4のB部はこれを引用したもの）を作成し、これを僧綱所に提出した。この「交替実録帳」が太政官を経て勘解由使に下され、そこでその記載事項について、不正などの有無が審査（勘判）されたのである。こうした勘判を経て出された結果を、大臣が奏聞することとなる。この時に作成される文書の一つが「奏文」であり、史料4の原本が、これに相当すると考えられる。なお、「承平元年（九三一）十一月二十七日」（史料4のC部）という日付は、奏上された日を示している。

そのうちB部には、本像<sup>(19)</sup>を安置する根本堂をはじめとして、承平元年当時、神護寺所蔵の資財が網羅されている。しかも記載内容については、確かに実態に相違ないと、朝廷が認めたものであった。

さて、「弘仁資財帳」の問題に立ち戻ろう。ここで注目したいのは、「交替実録帳」(B部)のうちの「縁起資財図券勅書宣命目録」という項目(便宜上、波線で囲った)である。この項目には、承平元年当時、神護寺が所有していた文書が挙げられている。項目の名称からすると、縁起、資財帳、図券、勅書、宣命が列記されているはずである。

ここには、「神願寺縁起帳二巻」「神願寺資財帳二巻」「神護寺図二枚」などが並んでおり、確かに項目名に記されていたとおりに配列されている。ところが、「神護寺図」の後をみると、仁和三年(八八八)以降に作成された六巻の「実録帳」が年代順に挙げられており、「勅書」と「宣命」とが、見当たらない。

そこで注目されるのは、「神護寺図二枚」のすぐ下に、「乃至中間略レ之」という記述がある点である。本文書は資財を一つずつ書き記したものであるから、「乃至中間略レ之」という記述は、原本にはなかつたと考えられる。

史料4全体みてみると、原本にはなかつたはずの書き入れが散見し、また文書末では、本来署名のあるべき官人の姓名などが、大幅に省略されてしまっているところもある。これら書き入れや省略は、本文書の冒頭に「已下盛淳私勘出取レ意也」とあることからもわかるように、奏文の原本を盛淳が勘出した際になされたものと考えられる。<sup>(20)</sup>こうしてみてくると、「乃至中間略レ之」との書き入れによつて、盛淳が、神護寺図より後に続く勅書と宣命との二種類の文書を省略したことが理解されるだろう。

なお、六巻の「実録帳」が、この項目の末尾にまとめて記されたのは、こ

れらが寺の正式な財産目録である資財帳とは性格を異にすること、それらの成立年代がほかのものから遅れるなどによるものと考えられる。したがつてこの項目には、「勅書」と「宣命」とを除けば、承平元年当時に神護寺に伝存していたすべての典籍が、年代順に挙げられていることとなる。

さて、ここであらためて、この項目に列記される文書名をみてみよう。すると、そこに資財帳として挙げられているのは、「神願寺資財帳」以外にはかにはない。すなわち、神護寺に伝存している資財帳は、承平元年の段階で、すでに「神願寺資財帳」だけであったのである。すなわち神護寺に伝存し、後に『神護寺略記』に用いられることになった「弘仁資財帳」とは、「神願寺資財帳」と考えるよりほかはないのである。

なお、弘仁年間に定額寺資財帳の提出が停止されていたとしても、各寺院が資財帳を作成していたことは、すでに述べたとおりである。<sup>(21)</sup>

以上、「神護寺略記」と「勘解由使奏文抄」の検討から、「弘仁資財帳」がほかならぬ「神願寺資財帳」であることを示してきた。「弘仁資財帳」が神願寺資財帳である以上、本像は神願寺に安置されていたということになる。

### 第三節 資財の継承

本像が神願寺から神護寺へと移されたことは、ほかにも以下に述べるようないくつかの事実が示唆している。

「交替実録帳」(B部)の一項目、「諸国庄々田地并券契目録」によると、承平元年当時、神護寺には、大和国の登美莊と秋篠莊、河内国の吉田莊と高瀬莊のほか、四十あまりの所領があつた。このうち、大和国の秋篠莊は、秋篠寺周辺に存在した神願寺領に由来することが指摘されている。すなわち、少なくとも大和国秋篠莊は、神願寺領から神護寺領へとかわっていた。

莊園が移動しただけではない。次にみると、神願寺に下賜された功田も、神護寺のものとされた。

史料5 天長九年（八三三）九月二十七日太政官符（『高雄山神護寺官符』<sup>23</sup>）

太政官符民部省

応功田更延二世事

右、正五位下行河内守和氣朝臣真綱、從五位下彈正少弼和氣朝臣伸世表  
偁、（中略）至延暦年中、私建伽藍名曰神願寺、天皇追嘉先功、

備前国水田式拾町賜伝二世並以神願寺為定額、伏望相替高雄寺

以為定額、名曰神護國祚真言寺。功田者永入彼寺充果神願料、

一則果大神之願、二則除國家之災難者、被右大臣宣偁奉

宜更延二世充中果神願料者。省宜承知、依宣行之。符到奉行。

參議從四位下守右大弁兼勘解由長官勲六等伴宿禰国道

正六位下右少史兼行書博士掃守首遠繼

天長九年九月廿七日

史料6 『続日本後紀』天長十年（八三三）十月戊辰条

縁景雲之年八幡大菩薩所告、至天長年中、仰大宰府、写得一切經。

至是便安置弥勒寺。今更復令写一通、置之神護寺。

これによると、天長年中（八二四～八三四）、朝廷が大宰府に命じて一切經をつくらせ、宇佐八幡宮の神宮寺である弥勒寺に安置した。この一切經作成の事業は、神護景雲年間（七六七～七七〇）に八幡神が下した託宣にもとづいてのものであった。<sup>24</sup>

この八幡神の託宣とは、神願寺建立の契機となつた神願、「写造一切經及仏、諷讀最勝王經一万卷、建伽藍」（史料1の傍線部b）のこととみてよい。そこに記されている一切経を作成するという八幡神の神願が果たされておらず、天長年中にこれを遂行するに至つたものとみられる。

ここで注目したいのは、右の傍線部にあるように、朝廷が、弥勒寺に安置した一切経とは別に、さらにもう一部をつくらせて、これを神護寺に安置するよう命じてある点である。八幡神の神願をかなえるだけならば、弥勒寺に安置した一部で事足り、二部までも作成する必要はない。わざわざ一切経を神護寺に安置しようとしたのは、八幡神の託宣による一切経が、神護寺にあ

と寺領が移された事実を指摘した。そして、すでにみたように、神願寺の縁起帳や資財帳も、神護寺に伝領されていたのであつた。こうした事実からすれば、寺の中心的な存在である仏像のみが移動していないとみるのは、確かに不自然なことである。

最後にもう一点、神願寺の仏像が、神護寺へと移動したこととうかがわせる事例を挙げておこう。

るべきだとする認識があつたことを示唆している。すなわち、八幡神の託宣にもとづいてつくられた仏像が神護寺にあつたからこそ、これと対になる一切経も、神護寺に安置されることとなつたものとみられるのである。

以上、基本史料の検討を通じて、『神護寺略記』に引かれる「弘仁資財帳」が神願寺の資財帳とみてよいことを論じてきた。すなわち、「弘仁資財帳」に記されていた神護寺薬師如来像は、神願寺の像だったのである。

## 二、神護寺薬師如来像の造像背景

### 第一節 先行研究の再検討

#### (1) 先行研究の紹介

では、神願寺旧像であつた神護寺薬師如来像は、いつたい何のためにつくられたのであらうか。本像の造像背景については、これまで実にさまざまな見解が示されてきた。本章では、本像の造像背景を論じられた諸先学の論考を紹介した上で、あらためてこの問題に取り組みたいと思う。

と論じられた。

本像の造像背景に関する本格的な論考として最初に取り上げなければならぬのは、中野玄三氏の議論である<sup>(25)</sup>。氏は、本像がつくられたのは、和氣清麻呂に対する道鏡の怨霊の祟りや、道鏡一派の呪詛を防御するためであつたと論じられた。本像が本来あるべき仏の慈悲相をしていないのは、こうした調伏のための修法の本尊にふさわしい力をあらわしているからだという。中野氏の〈怨霊調伏説〉は、美術史と政治史や宗教史とを、はじめて結びつけた画期的な説と位置づけられ、その後の研究に大きく影響を及ぼした。

この中野氏の説は、井上正氏や安藤佳香氏によつて首肯されたほか<sup>(26)</sup>、齋藤望氏や浅井和春氏によつて批判的に継承された。齋藤・浅井の両氏は、本像が怨霊の祟りや呪詛を防御・調伏する像であることを裏いつつ、中野氏の主

張のうち、調伏すべき対象を道鏡と見る点については退けられている。

齋藤氏は、神願寺建立の発願が道鏡事件から時間を経た宝亀十一年であることに注目され、本像は、当時激化していた皇統争いを背景に、桓武天皇を呪詛や怨霊から守るためのものであつたと論じられている<sup>(27)</sup>。浅井氏の論考は、本像に関する美術史学的な問題を、包括的に扱われたものであつた。その主眼は、「平安初期純木彫像」の成立過程における、本像の位置づけを明らかにすることにあつた。そのなかで浅井氏は、本像が、呪詛に対抗するための呪詛（反呪詛）や、怨霊の鎮魂・調伏のための壇法の本尊であつたと述べられている。両氏による〈怨靈調伏説〉〈反呪詛説〉は、長く定説となつた。

これに対し長坂一郎氏が、中野氏の論拠に反論を加えるかたちで、調伏説全般を批判された<sup>(29)</sup>。氏は、神願寺が宇佐八幡の神願によって建立された神宮寺であるとし、本像は神仏習合の仏事と考えられる悔過法要の本尊であつたと論じられた。

この長坂氏の批判がきっかけとなり、本像の造像背景をめぐる研究は再び活発になる。長岡氏が〈高雄山旧像説〉に立つて本像の造像背景を抜本的にとらえ直そうとすると<sup>(30)</sup>、中野氏が反批判を寄せられ<sup>(31)</sup>、また井上正氏が中野氏の説を援護されるなど、矢継ぎ早に論考が発表されるに至る。近年には、丸山士郎氏が、本像は八幡神像であるとする新説を出され、また井上一稔氏は、神願寺の建立は長岡京鎮護の一端を担うためのものであつたとする長谷部将司氏の推測<sup>(33)</sup>に依拠して、本像の造像背景にふれられている<sup>(34)</sup>。

このように、本像の造像背景についての説は、現在のところ、なお一致していない。実のところ、神願寺の建立について記す史料は、わずか史料1（天長元年九月二十七日太政官符）一点しかない。本像の造像背景を考察するには、きわめて限られた材料しかなく、諸先学が、時に推論を重ねざるを得な

い部分があつたのも、こうした理由によるところが大きい。結局のところ、本像の造像背景を考察するには、史料1から、いかに確實に情報を引き出せるかにかかっている。

### (2) 〈怨靈調伏説〉の再検討

怨靈とは、無念の最期を遂げたり、怨恨をいだいて亡くなつたりした人の靈をいい、人々に祟をなしたり、天災や疫病をもたらしたりするものとされている。怨靈が、天皇をはじめひろく社会をおびやかすものとして認識されるようになるのは、八世紀末のことであるとされている。<sup>(35)</sup>

この八世紀末頃に、ちょうど神願寺が発願・建立された。はたして怨靈を調伏する、怨靈に対抗するということが、当時あり得たのだろうか。すなわち〈怨靈調伏説〉の当否は、この時期の怨靈対策のありようを概観することによつて明らかとなるはずである。

当時、朝廷をおびやかした存在として知られるのは、井上内親王や他戸親王、早良親王の怨靈であった。彼らは、政争のなか無実の罪で死に追いやられ、その後怨靈となつた人物たちである。こうした怨靈への対応は、改葬、墓の厚遇（守冢一烟を充てて管理する）や、墓所での鎮謝、奉幣、読経悔過、そして墓付近での寺院建立などが明らかにされている。<sup>(36)</sup>このほかにも追尊などが挙げられるが、怨靈対策の大半は、右のように、怨靈とみなされた人物の墓所付近でおこなわれるものであつた。

神願寺について振り返つてみると、この寺は少なくとも畿内に所在したとみられる<sup>(37)</sup>。したがつて、神願寺が、下野国に墓のあつた道鏡の怨靈のために建てられたものでないことは明らかである。また、井上内親王や早良親王には、それぞれの墓所に靈安寺や八嶋寺が設けられており、神願寺は彼らの怨

靈のためのものでもなかつた。

そもそも実は、怨靈が調伏・対抗すべき対象であるという認識に問題がある<sup>(38)</sup>。たとえば、早良親王の怨靈対策をおこなつた、高僧善珠を取り上げてみよう。彼は、早良親王の靈に対し、「乞うらくは……惱乱の苦を致すことなからんを」と、般若經典を転読したと伝えられている。<sup>(39)</sup>般若經典は、空について説き、苦惱を無にする効果があるとみなされていた經典であった。すなわちこのエピソードから、怨靈を原因とする祟りは、その怨靈の苦惱から生じるものとみなされており、またその苦惱の昇華が求められていたことが理解されよう。また、最澄が主催した法華經の長講では、崇道天王（早良親王）をはじめ、怨みをいだいて亡くなつた人々の靈が、悉皆成仏するよう祈られたことが知られている<sup>(40)</sup>。逆に、当時において、怨靈を調伏するというような事例は、見当たらない。<sup>(41)</sup>すなわち怨靈とは、当時一般に、調伏されるべきものではなく、慰撫して救済されるべきものとみなされていたのである。

以上の検討からわかるように、怨靈は、あくまでも慰撫・救済されるべき存在であり、またその対策は、怨靈となつた人物の墓所近辺でおこなわれていた。こうした、怨靈に対する当時の觀念や、神願寺の立地条件の双方からして、神願寺は、怨靈調伏のために建てられたものとはみなしがたい。

### (3) 〈反呪詛説〉の再検討

次に、本像が呪詛に対抗するためのものであつたとする〈反呪詛説〉の検討に移ろう。

浅井氏は、神願寺が「壇場」（史料1の傍線部C）とみなされていたことから、本像は「壇法」<sup>(43)</sup>の本尊として、かなり特殊な目的に対する効果が期待されていたとされる<sup>(44)</sup>。そして、「壇法」は呪詛を目的としておこなわれる傾向

があるため、薬師如来を本尊とする薬師壇法も呪術性が強く、薬師悔過よりも積極的な調伏撃退や反呪詛を目的とするものだと想定されている。

こうした〈反呪詛説〉の正否は、「壇場」がそのまま「壇法」を指すものと理解してよいのかどうか、また「壇法」が直ちに呪詛に結びつくのかどうかにかかっていると言つてよい。そこで、平安時代の史料があらわれた「壇場」および「壇法」の用例をみてみると、それぞれ次の頁の表1および表2のとおりとなる。

まず「壇場」(表1)については、管見の限り、十二例が見出せた。これらの例を通覧すると、特に平安時代前期の用例である1～3に端的に示されているように、「壇場」が「密教修法の壇を設ける場」を意味することは、容易に了解されるだろう。また平安時代後期の8の例のように、「伽藍」という意味でも用いられることがあった。ここから「壇場」の意味が、「密教修法の壇を設ける場」や、単に「伽藍」といったものであり、「壇法」にはただちに結びつかないことを確認しておきたい。

一方の「壇法」(表2)については、わざか四例しか見出すことができなかつた。表2の1と4は、次に掲げる史料6を典拠としたものであり、ここから確かに、呪詛を目的とする「壇法」のあつたことが知られる。

史料7 昌泰四年(九〇一)二月十四日太政官符(『類聚三代格』卷二、修

法灌頂事)

太政官符

応<sup>a</sup>禁<sup>b</sup>私修<sup>c</sup>壇法<sup>d</sup>事

右、太政官去延暦四年十月五日下<sup>e</sup>治部省<sup>f</sup>符備、僧尼優婆塞優婆夷等、  
讀<sup>g</sup>陀羅尼<sup>h</sup>以報<sup>i</sup>所怨<sup>j</sup>、行<sup>k</sup>壇法<sup>l</sup>以縫<sup>m</sup>呪詛<sup>n</sup>。自<sup>o</sup>今以後、非<sup>p</sup>預<sup>q</sup>勅語<sup>r</sup>、

不得<sup>s</sup>入<sup>t</sup>山林<sup>u</sup>住<sup>v</sup>寺院<sup>w</sup>讀<sup>x</sup>陀羅尼<sup>y</sup>行<sup>z</sup>壇法<sup>aa</sup>。如有<sup>bb</sup>此類<sup>cc</sup>者、禁<sup>dd</sup>身具<sup>ee</sup>、  
状<sup>ff</sup>、早速申<sup>gg</sup>送之<sup>hh</sup>。不<sup>ii</sup>得<sup>jj</sup>隱漏<sup>kk</sup>者。左大臣宣、奉<sup>ll</sup>勅、立<sup>mm</sup>制之後、  
久歷<sup>nn</sup>年代、人忘<sup>oo</sup>符旨<sup>pp</sup>、動好<sup>qq</sup>修法<sup>rr</sup>。仏教澆薄、職<sup>ss</sup>此之由。宜<sup>tt</sup>重仰<sup>uu</sup>  
所司諸國<sup>vv</sup>、其諸尊及聖天諸天等壇法、皆悉禁斷、勿<sup>ww</sup>令<sup>xx</sup>私修<sup>yy</sup>。若有<sup>zz</sup>  
輒修為<sup>aa</sup>他被<sup>bb</sup>告者、即科<sup>cc</sup>重罪<sup>dd</sup>、以懲<sup>ee</sup>将来<sup>ff</sup>。此房及吏民知而不<sup>gg</sup>言者、  
亦處<sup>hh</sup>嚴法<sup>ii</sup>、曾不<sup>jj</sup>寬宥<sup>kk</sup>。其為<sup>ll</sup>病患<sup>mm</sup>可<sup>nn</sup>必修<sup>oo</sup>者、明注<sup>pp</sup>請僧及人姓名、  
京内申<sup>qq</sup>官、在外經<sup>rr</sup>所部官司<sup>ss</sup>、慥蒙<sup>tt</sup>裁許<sup>uu</sup>、然後行<sup>vv</sup>之。自余悉禁。但  
尋常念誦壇法及看病加持等不<sup>ww</sup>在<sup>xx</sup>制限<sup>yy</sup>。

昌泰四年二月十四日

冒頭に引用される延暦四年の太政官符によると、当時、僧尼らのなかには、陀羅尼を読誦して所怨に報い、壇法をおこなつて呪詛をほしいままにするものがあつたという(傍線部a)。延暦四年には、これを禁じたのであつた。だが、注意しなければならないのは、昌泰四年にかかる傍線部bの記述である。これによれば、許可があれば病氣平癒のために壇法を修することがあり、また尋常の壇法であれば、特に実修を制限されることはなかつたという。すなわち、壇法の目的は、呪詛だけに限られていなかつたのである。<sup>(45)</sup>「壇場」をただちに「壇法」と結びつけ、さらにまたこの「壇法」を「呪詛」と結びつけて立論する議論は、二重の飛躍を含んでいる。

以上、〈怨靈調伏説〉〈反呪詛説〉の妥当性を史料に即しながら検討してきた。これらの説をとりまく事実や観念を確認したが、これを十分に支持する材料を見出すことができなかつたように思う。

そもそも、ふりかえれば、これらの説はいざれも、「薬師経においても、薬師如來の名号を聞いて相手の呪詛から免かれようと願うとともに、すすん

表1 〈壇場〉の用例一覧

	年月日	西暦	「壇場」を含む記述	出典	備考
1	延暦 24. 7.15	805	引入五部灌頂蔓荼羅壇場、現蒙授真言法	最澄将来目録	平遺 4311
2	弘仁 3.11.13	812	參入大悲胎藏并金剛界壇場……	最澄書状	平遺 4363
3	天安 3. 4.18	859	孔雀王壇場法式一卷	円珍入唐求法目録	平遺 4480
4	寛弘 5.12	1008	此寺始自去長徳三季每至月十八日、建立秘密壇場、撰定十一口僧互修両界法……	石山要記 5、請奏置三口阿闍梨解状	石山 1
5	応徳 2.10. 1	1085	仍縉丹青而苞尊像、凝精誠、而設壇場。	朝野 3、太政大臣藤原信長造九条堂告文	
6	承徳 3.11.20	1099	將建立一宇之伽藍……為其量壇場之広袤。	朝野 17、藤原行家請被聽手輿往反山上申文	
7	康和 3. 1.21	1101	岡北斗曼陀羅七鋪、飾七個之壇場、修百日之密法。	朝野 3、法皇北斗御修法御祭文	
8	嘉承 3. 6.21	1108	誠是九州無双之勝地、一府第一之壇場也。	觀世音寺文書、太政官符案	平遺 1688
9	天永 4. 2.27	1113	仍飾壇場、謹設礼寔。	朝野 3、北辰御祭文	
10	永久 5. 8.12	1117	仍凝精誠、聊設壇場、就秘密之軌儀。	朝野 3、閑白藤原忠実地神供祭文	
11	寿永 2.10.22	1183	飾胎藏金剛之壇場、……	高野山文書又続宝簡集 1、官宣旨案	平遺 4112
12		1113～1152	善男善女之入壇場。	朝野 16、阿闍梨齋朝伝法灌頂歎德文	

\*出典欄・備考欄の略称は、次のとおり。平遺=平安遺文、石山1=石山寺資料叢書—寺誌篇第一、朝野=朝野群載。

表2 〈壇法〉の用例一覧

	年月日	西暦	「壇法」を含む記述	出典	備考
1	延暦 4.10. 5	785	僧尼優婆塞優婆夷等、読陀羅尼以報所怨、行壇法以縱呪詛。自今以後、非勅語不得入山林住寺院読陀羅尼行壇法……	三格 2 修法灌頂事、昌泰 4.2.14 官符	
2	大同 1.10.22	806	建立壇法一卷	空海請來目録	平遺 4327
3	貞觀 8.10.20	866	有一老嫗、避舍献地、壹演便在其中、聊作壇法。鏟平地中、得旧仏像……	日本三代実録	
4	昌泰 4. 2.14	901	宜重仰所司諸国、其諸尊及聖天諸天等壇法、皆悉禁斷……但尋常念誦壇法及看病加持等不在制限……	三格 2 修法灌頂事、昌泰 4.2.14 官符	

\*出典欄・備考欄の略称等は、表1に同じ。

で薬師如来に祈つて相手を呪詛することもありえたと思われる」<sup>(46)</sup> という中野玄三氏の推測にもとづいて展開されたものであった。この中野氏の推測については、すでに長坂一郎氏の批判があつたところである。<sup>(47)</sup> 八世紀に流布していた薬師經典やその注釈書には、「薬師如來を供養し、薬師名号をとなえれば、熱病諸瘡蠱道厭魅起屍鬼などの七難九横に害されることがない」とあり、薬師如來の利益の一つには、確かに怨魅などの災難を回避するというものが有る。だが、これをもつて、薬師如來を本尊とする修法に、相手を調伏したり呪詛したりする機能があるとみるのは無理だとされたのである。すなわち、この点からみても、上記の説が成り立つのは難しい。

#### (4) 寺院制度からみた神願寺の性格

さて、神願寺の建立に「中央」の積極的な関与を認め、主に「中央」との関わりのなかで、本像の造像背景をとらえようとされたのが、長坂一郎氏、井上一稔氏である。両氏の説を検討するに当たっては、神願寺の成り立ちと当時の寺院制度から、神願寺の性格を見極める必要がある。

そこでいま一度、神願寺の建立経緯について確認しておきたい。すなわち、

八幡神の託宣を受けた和氣清麻呂は、宝亀十一年（七八〇）、（i）光仁天皇に寺の建立の許可を求めて奏上した。建立の許可は下りたものの、光仁天皇が亡くなつたため、清麻呂は次の桓武天皇の代になつて再び奏上した。延暦年間に至つて、（ii）私に伽藍を建立し、神願寺と名づけた。桓武天皇は、清麻呂の功績をたたえて、（iii）神願寺を定額寺とした。

神願寺の性格を考える上で重要な要素は、（i）寺の建立許可を天皇に求め、（ii）清麻呂が私に寺院を建立し、（iii）寺が完成した後に定額寺として公認された、という二点にある。

ところで当時の寺院は、その性格によっておおよそ四つに分類することができる。<sup>(48)</sup> まず一つめは大寺や国分寺といった官寺で、国家が国の財源をもつて建立・管理した寺である。二つめは定額寺で、これは、国家とは関係なく私に建立された寺を、後に国家が官寺として認定したものである。そして、これら大寺・国分寺と定額寺といった官寺以外の寺が、私寺である。ただし当時、無許可での寺院建立は禁止されていた。そのため、私寺のなかにも、建立の許可を得たものと、得ないものとの二種類が存在したのである。<sup>(49)</sup>

では、神願寺はどの範疇に該当するのであろうか。先にも確認したように、神願寺は、清麻呂が天皇の許可を得た上で、私につくつた寺であった。これが定額寺という官寺の一つとして公認されるのは、伽藍が完成した後のことである。寺院制度からみるならば、建立当初の神願寺は、国家の財源などによらず、清麻呂が独自に建てた私寺であつた。したがつて、神願寺の旧像であつた本像が「中央」の意向によつてつくられたとする見方は、当たらない。本像の造像背景を考察するに当たつては、当時の寺院制度を正当に理解した上で、神願寺が、本来、あくまでも私寺であつたという事実をふまえたものでなければならないだろう。

ここまで、本像の造像背景に関する先行諸説を確認してきた。以上の検討を通じて、〈高雄山寺旧像説〉にもとづく長岡氏の説にも、〈神願寺旧像説〉にもとづく各説にも、問題の残されていることが示せたかと思う。

では、神護寺薬師如來像はいつたい何のためにつくられたのであろうか。なぜ薬師如來が尊格として選ばれたのであろうか。またなぜ、あのような恐ろしい形相をしているのであろうか。

神願寺旧像であつた本像の造像背景を知るには、やはり、神願寺建立の経

緯を記す史料1（天長元年九月二十七日の太政官符）を手がかりにするよりほかはない。ここでふたたび史料1に立ち戻り、考察を進めることにしよう。

## 第二節 神のための仏

### (1) 神願寺建立の理由

史料1は、本稿の冒頭で示したとおり、神護寺を定額寺とすること、また真言道場として存立することを認可するために下された太政官符であった。この史料の前半には、宇佐八幡神託事件の顛末と神願寺建立の経緯とが記されている。本像の造像背景を考える手がかりは、まさにこの部分にあるはずである。それによると、神願寺が建立されたのは、次のような理由によるものであった。

神護景雲年中、道鏡は法王を号して窺覗の心を抱いていた。これを憂う八幡神は「天嗣の傾弱を痛み、狼奴の将興を憂う。神兵鋒を交え、鬼戦年を連ぬ。彼衆く、我寡し。邪強く、正弱し」とし、「自威の当たりがたきを嘆き、仏力の奇護を仰」（史料1の傍線部a）ぐとして、天皇に使者を求めた。

勅命を受けた清麻呂が、道鏡の皇位継承について八幡神に問うべく宇佐に赴いたところ、八幡神は「我、皇緒を紹隆し、国家を扶済せんがため、一切經および仏を写造し、最勝王経一万巻を諷誦し、一伽藍を建てよ。凶逆を一旦に除き、社稷を万代に固めん」（史料1の傍線部b）と告げて道鏡の皇位継承をしりぞける意思を示し、清麻呂は神願を果たすことを確約した。

こうして清麻呂は、神願を果たすために、神願寺を建立したのである。

ここで注意したいのは、八幡神が、道鏡を退けて国家を扶済するという目的のために、寺の建立を必要とした論理である。史料1の傍線部aにあるように、八幡神は、道鏡と道鏡の率いる邪神との戦いのなかで、「自威の当た

りがたきを嘆き、仏力の奇護を仰ぐ」と述べている。すなわち八幡神は、道鏡と邪神を退けるだけの威力を得るには、仏の奇護が必要だというのである。ここにはつきりと、神が仏の力を必要とするという観念が見て取れる。

先行研究では、史料1の傍線部bにもとづいて、神願寺は、清麻呂が建立了「鎮護國家」のための寺としてとらえられることが多かった。だがより正確に言えば、八幡神が寺院建立を要求したのは、道鏡を退けるために仏力を必要としたからである。清麻呂がこの要求を果たし、八幡神がこれに報いることによってはじめて、「凶逆を一旦に除き、社稷を万代に固めん」ことが可能となる。清麻呂の寺院建立は、あくまでも、仏力を必要とした八幡神の要求に応じるものとしておこなわれたのである。

### (2) 神仏習合観念の一類型

さて、右にみたように、八幡神が神願寺建立を要求した論理は、「神力を増すために、仏力を必要とする」というものであった。ここには、神と仏の関係のあり方の一つがあらわれている。

八世紀以降、在来の神祇信仰と外来の仏教信仰とは、しだいに混交、融合し、そうした神仏習合が展開するなかで、神と仏の関係をあらわす論理が生み出されていった。中井真孝氏によれば、この時期の神仏関係の論理には、四つの類型があるとされる。<sup>(50)</sup>まず「神が仏法を悦び受く」と「神が仏法を尊び護る」という二つの基本観念が生み出された。その後、前者の観念が展開して、仏法に帰依して神身を受けた苦悩から解脱を願う「神身離脱」思想が生じる一方で、逆に神本来の威力を肯定的にとらえる方向にも向かい、「仏力をもつて神威を増す」という観念が生まれたという。

力を増すために、「仏力の奇護を必要とする」というものであつた。これは、神仏関係の論理のうち、まさに四つ目の「仏力をもつて神威を増す」という論理に相当するものであろう。

この論理は、延暦七年（七八八）の成立とされる<sup>(51)</sup>『多度神宮寺伽藍縁起并流記資財帳』が初見であるとされる。<sup>(52)</sup>すなわち「仏力をもつて神威を増す」という観念は、少なくとも八世紀後半にはあらわれていたのである。

神願寺が建立されたのは、「仏力の奇護を仰」がんと願つた八幡神の要求に応えるためであり、神のこの願いは、「仏力をもつて神威を増す」という八世紀後半にあらわれた神仏習合の論理そのものであつた。すなわち、神願寺に安置された仏像は、神威を増すという神願をかなえるためにつくられたものだつたのである。

### （3）祈願の成就

それではなぜ、神願を成就するための像に、薬師如来という尊格が選ばれたのであらうか。

最初に確認しておきたいのは、八世紀末における八幡神と仏教との関係についてである。知られるように、八幡神は、早くから積極的に仏教との関わりをもつた神であった。天平十三年（七四二）には、藤原広嗣の乱の平定を八幡神に祈請した際の報賽として、宇佐八幡に經典・度者の献上、三重塔の建立がおこなわれた。<sup>(53)</sup>天平十七年頃になると、八幡神が東大寺大仏の造立に協力していることがうかがわれ<sup>(54)</sup>、さらに四年後の天平勝宝元年（七四九）には、八幡神が入京して、その禰宜尼が大仏を押すという劇的な事件がおこつた。<sup>(55)</sup>神仏の関係は、神が読経など仏教の宗儀を受け入れるという段階から、神が仏を押し助力する段階へと変化していったのである。

八世紀末頃になると、八幡神は「大菩薩」と呼ばれたことが知られる。その確実な史料上の初見は、延暦十七年（七九八）の太政官符である。<sup>(56)</sup>このほか、天応のはじめ（七八一年）頃には、八幡神を「護国靈驗威力神通大菩薩」などと呼んだとする史料もある。ただし、この呼称には脚色が強く入っているとみられており、注意が必要である。だが、この二つの事例から、少なくとも八世紀末段階で、八幡神が「菩薩」とみなされていたことが知られよう。このように同時代の史料からは、八幡神と薬師如来とが習合していた様子がうかがえない。本像が薬師如来であることの理由を探る際に、八幡神と薬師如来との共通項や強い関係性を見出そうとしても、うまくいかないことに留意したい。

では、いつたいなぜ薬師如来なのだろうか。

ここで、八世紀末から九世紀前半にかけて、薬師信仰が隆盛したことが注目される。まず重要な事例を概観する。

史料を通覽すると、八世紀末頃から、薬師悔過の勤修例が多くなっていく。前代とかわらず、病氣平癒を期待して薬師悔過がおこなわれたほか、懺悔や持戒の功德によつて諸々の災難を除くことを目的とした法会もおこなわれるようになる。<sup>(57)</sup>薬師如来の災疫防止の効能は、九世紀前半に入るとさらに注目されたようで、諸国の国分寺などでは、般若經典の読経と薬師悔過を組み合わせた法会が、盛んにおこなわれた。<sup>(58)</sup>

そうしたなか、薬師如来は、怨靈慰撫の法会においてもたびたび登場する。たとえば天長四年（八二七）には、伊予親王の怨靈を慰撫する追善法会がおこなわれたが、その本尊として薬師三尊像がつくられた。<sup>(60)</sup>また、怨靈慰撫という観点からは、秋篠寺も参考になろう。善珠は病に悩む安殿皇太子のため、秋篠寺において、その原因とみられる早良親王の怨靈を慰撫していた。<sup>(61)</sup>

秋篠寺の現本尊は薬師如来坐像であり、これは創建当初の像を参照した、室町時代頃の模古作とみられるものである。<sup>(62)</sup>こうした事例は、怨霊の慰撫に、

薬師如来のもつ力に期待が寄せられていたことを示していよう。

さらにこの時期に建立された神宮寺には、薬師如来像を本尊とする寺が多いことが指摘されていることも注目される。<sup>(63)</sup>この現象については解釈が難しいが、田村圓澄氏や米井輝圭氏の見解が参考になるように思う。<sup>(64)</sup>すなわち、神宮寺をもつ在地の神の多くは、神の身であること苦悩し、仏に帰依をして解脱を願つたという。この苦悩からの解放という願いは、実は、先にみた怨霊にも共通するものもある。そうとみるとならば、當時、怨霊にとつても、神にとつても、薬師如来の力が期待されていたということになる。<sup>(65)</sup>

ただし気をつけなければならないのは、怨霊慰撫の法会や神宮寺の本尊が、薬師如来ばかりであつたわけではないという点である。先に挙げた例とは別に、伊予親王の追善法会が弘仁年間におこなわれており、そこでは檀像の釈迦如来像などがつくられていた。<sup>(66)</sup>また神宮寺においては、觀音像や地蔵菩薩像を安置する例も散見する。<sup>(67)</sup>確かに神宮寺の本尊が薬師如来である例は多いが、必ずしもそれがすべての神宮寺に当てはまるわけではない。怨霊慰撫にせよ、神宮寺の本尊にせよ、必ずしも薬師如来である必然性はなかつたのである。

だが以上にみたように、八世紀末から九世紀前半にかけて、薬師如来に期待された効能は、病気を含む災厄の除去だけではなく、災厄の未然防止や怨霊の慰撫など、実に多岐にわたつた。當時、薬師信仰は確かに流行していたのである。なぜ薬師如来が流行したのか、その理由は別に検討する必要があろう。だが、當時、何らかの願いを成就するための強力な尊格として、薬師如来に大いに期待が寄せられていたのは、以上に示したとおりであつ

た。

こうした当時の信仰状況をふまえた上で、本題に戻ろう。なぜ神願寺の本尊に薬師如来が選ばれたのか。神願寺は、「仏の力を借りて、神の力を増さん」という八幡神の願いを成就するべく建てられた寺であった。そして、薬師如来は、当時においてもつとも期待されていた尊格であった。このようにみてみれば、神願寺に安置する像として薬師如来が選ばれたのは、八世紀末当時の信仰状況<sup>(68)</sup>を考慮するならば、自然なことであつたと言えよう。

従来の研究においては、「薬師如来」という尊格に注目が集まり、このことから本像の造像背景について、さまざまな推測が展開してきた。しかしながら、以上にみてきたように、尊格そのものから直接的な造像背景は導けない。むしろ、神願寺建立の背景には、「仏力によって神威を増す」という神仏習合の一思想があつた。本像の造像背景を考えるに当たっては、まずは、この事実にこそ注意を向けるべきだろう。

### おわりに

以上、二章にわたつて、神護寺薬師如来像の造像背景を再考してきた。第一章では、考察の大前提となる、本像の旧所在地について再検討し、本像がもともと神願寺の旧像であったことを示した。第二章では、これをふまえて、神願寺および本像の成立経緯を考察した。道鏡の皇位繼承未遂事件に際し、八幡神は、道鏡と道鏡の率いる邪神を退けるべく、神の力を増すために、仏の力を必要として伽藍建立などを要求した。この八幡神の要求に応えて、清麻呂が建てた寺が神願寺であった。この八幡神の要求は、実は「仏力をもつて神威を増す」という神仏習合の一類型として理解されるものであり、まさに神威を増すための仏としてつくられたのが本像であつた。すなわち本像

は、平安時代初期における神仏習合の一つのあり方を示す貴重な作例として、位置づけ直されるべきものである。

従来は、尊格が薬師如来であることに注目が集まり、右の事実が見逃されただように思う。尊格が薬師如来であることは、当時一般の信仰状況に規定されたものであつたと考えられる。

最後に、本像の「異相」の問題にふれて締めくくりとしたい。いつたいなぜ、この像は恐ろしい印象を与えるものとしてつくられなければならなかつたのであるうか。これについてもまた、本像造像の契機について記す史料1

の天長元年九月二十七日の太政官符をみてみるしかない。実はここに、本像の「異相」を解くに当たつて参考になる一文を見出すことができる。

そこには、八幡神と道鏡との戦いに関する一文を見出すことができる。

「神兵鋒を交え、鬼戦年を連ぬ。彼衆く、我寡し。邪強く、正弱し。大神、自威の当たりがたきを嘆き、仏力の奇護を仰」（史料1の傍線部a）ぐ、と。すなわち仏が力を貸し与えたのは、多勢の道鏡側に対して劣勢であつた、八幡神にであつた。その八幡神に力を与えるべくつくられた像が、本像である。

あくまで推測にわたるが、本像の形相は、劣勢の八幡神に助力し、ともに道鏡の率いる邪神に向かつた仏の姿をあらわしたものではなかつただろうか。こうした仏の姿を、清麻呂が記念して造像したのが、本像だつたとみるのである。

この推測が認められるならば、本像は、神仏習合初期のありようの一端を具体的に示す遺品として重要な意味をもつだけでなく、人々が抱いたある種のイマジネーションのありようを今に伝えてくれる遺品としても、きわめて貴重なものとなるであろう。

### 註

(1) 本像に関する基礎的なデータや史料は、丸尾彰三郎・毛利久・西川新次・井上正・

西川杏太郎・田邊三郎助・水野敬三郎編『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 重要作品篇』第二巻（中央公論美術出版、一九七六年）を参照のこと。

(2) ① a 中野玄三「八世紀後半における木彫発生の背景 神護寺薬師如來立像の製作

事情を中心として」（同『悔過の芸術 仏教美術の思想史』法藏館、一九八二年。初出は一九六四年）。b 同「八・九世紀の七仏薬師像 丹波・丹後地方の諸像

を参照して」（同右書。初出は一九六五年）。c 同「神護寺薬師如來立像再論—丹波国分寺周辺の古代彫像を参照して—」（同『続日本仏教美術史研究』思文閣出版、二〇〇六年。初出は一九九七年）。

② a 井上正「神護寺薬師如來立像とその周辺」（土門拳日本の彫刻 2 平安前期）美術出版社、一九八〇年）、b 同「神護寺薬師如來立像と神応寺伝行教師坐像—怨靈世界の造形について—」（『仏教大学 仏教学会紀要』七、一九九九年三月）。

③ 齋藤望「神護寺薬師如來立像の造立事情」（和光大学日本彫刻史ゼミナール編『ほとけ』一九八一年三月）。

④ 浅井和春「神護寺薬師三尊像をめぐって I ~ IV」（『MUSEUM』三六二~三六三・三七七・三八八、一九八一年五月~六月・一九八二年八月・一九八三年七月）。

⑤ a 丸山士郎「八世紀の神像について—現神護寺本尊像を中心に—」（和光大学日本彫刻史ゼミナール編『無遮'90 日本彫刻史・絵画史ゼミナール報告書』VII、一九九〇年五月）、b 同「初期神像彫刻の研究」（『東京国立博物館紀要』四〇、

つて、本像は数少ない基準的作例である。本像に対する理解は、当時の一本彫像に対する理解をも左右する。そのため、本稿では、本像に關わる事実をできるだけ確實にとらえることに主眼を置き、史料の読解を重視した。本稿での検討を通じて見出された、初期神仏習合の一遺例という本像の位置づけが、素材、仕上げや、様式などいかに関わるのか、そうした問題については、まつたくふれることができなかつた。一本彫像の成立や展開との関わりなども含め、今後の課題としたい。

一〇〇五年三月)。

(6) 長坂一郎「初期神宮寺の成立とその本尊の意味—神護寺薬師如来立像の造像理由をてがかりにして」(『美術研究』三五四、一九九二年九月)。

(7) a 長岡龍作「神護寺薬師如来像の位相—平安時代初期の山と薬師」(『美術研究』三五九、一九九四年三月)。b 長岡龍作「神護寺・薬師如來像再論」(『国宝と歴史の旅・神護寺薬師如來像の世界』朝日新聞社、一九九九年一二月)。

(8) 牛田りき「神護寺・本尊薬師如來立像の制作背景—和氣清麻呂の神願寺における造像—」(『女子美術大学芸術学科紀要』一、二〇〇〇年九月)。

(9) 井上一稔「國宝にまつわる人々 和氣清麻呂」(週刊朝日百科『國宝の美』一三、二〇〇〇九年一一月)。

(3) いずれも、新訂増補国史大系本。以下、「類聚三代格」および「類聚国史」は同本による。

(4) 神護寺および高雄山寺の建立経緯については、主に福山敏男「初期天台・真言寺院の建築」(『寺院建築の研究 下 福山敏男著作集三』中央公論美術出版、一九八三年、初出は一九三六年)を参照した。

(5) 『類聚国史』卷一八二、仏道九、寺田地、延暦十二年十月六日条に、和氣清麻呂が能登国墨田五十八町を神願寺に施入することを記す。これが許されたことにより、この頃には神願寺が成立していたと考えられている。

(6) 足立康「神護寺薬師如來像の造営年代」(『日本彫刻史の研究』龍吟社、一九四四年、初出は一九三九年)。

(7) 中野忠明「再説・神護寺薬師像の伝来と制作年代(上)」(『史迹と美術』五九六、一九八九年七月)。

(8) このほか、神護寺に伝わる関連史料として、「神護寺最略記」「高雄山神護寺規模殊勝之条々」などが知られる。『神護寺略記』と『神護寺最略記』の関係をめぐる問題については、井上一稔「盛淳勘出『神護寺承平実録帳』の性格について—神護寺薬師如來像の根本問題—」(『文化史学』三八、一九八二年十一月)を参照のこと。なお、『神護寺略記』『神護寺最略記』『高尾山神護寺規模殊勝之条々』については、註2の丸山氏前掲論文に写真が掲載されている。

(9) 藤田経世編『校刊美術史料 寺院篇』中巻(中央公論美術出版、一九七五年)。

(10) 資財帳制度については、主に川尻秋生「日本古代の格と資財帳」(吉川弘文館、一〇〇三年)を参照した。

(11) 長岡龍作氏は、中野忠明氏の説に依拠して本像が高雄山寺旧像であつたとみなし、本像の造像背景について新説を提示された(註2の長岡氏前掲論文)。すなわち

氏は、高雄山寺の所在した高雄山が国境に位置するという点に注目し、本像が京内に入りこむ疫神を国境において防御するためのものであったと述べられている。

(12) 川尻秋生「観心寺縁起資財帳」の作成目的(註10の前掲書)。なお、註2の長岡氏b論文も同様の事実を指摘する。

(13) 秀平文忠「神護寺略記」所引「弘仁資財帳」について—神護寺薬師如來立像の伝来をめぐって—(『博物館学年報』二九、一九九七年一二月)。

(14) 長岡龍作氏は、註2のa論文において、中野忠明氏の説を独自の観点から補強し、「弘仁資財帳」は高雄山寺のものだと述べておられる。すなわち氏は、高雄山寺が神願寺にかわって定額寺となつた理由が、神願寺の地勢が「汚穢」「沙泥」であつたからだという点に着目された。そして、(i)この「汚穢」「沙泥」をいわゆる「穢」とみなし、(ii)穢れた場所に安置されていた仏像が他所に移されるはずがないと論じられたのである。氏の議論の焦点は、(i)「汚穢」「沙泥」がいわゆる「穢」観念とたちに結びつくのかどうか、(ii)穢所にあつた仏像が移座する可能性は少ないという理解が妥当かどうか、の二点にある。

まず(i)について。まずもつとも重要な論点は「汚穢」という言葉の意味である。

次頁の表3は、九世紀から十世紀にかけて史料にあらわれた「汚穢」の用例を一覽にしたものである。表3を通覧すれば、「汚穢」とは、単に「汚物」を意味しており、これがもつとも一般的な用例であることが知られよう。また17のよう、単に「よごす」という意味で、動詞として用いられる例もある。長岡氏は、「汚穢」をただちに「穢」とみなししている点で、大きな問題がある。

次に、「穢」観念を考える際に参考になるのが、三橋正氏の議論である(同「平安貴族社会と穢」、「日本古代神祇制度の形成と展開」法藏館、二〇一〇年。原形初出は一九八九年)。氏によれば、「穢」観念は九世紀に次第に形成されていったものであった。「穢」という独立した観念は、弘仁年間(八一〇~八二四)に制定された「弘仁式」の段階では、いまだ存在していなかつた可能性が高いこと、またそれから後の承和三年(八三六)になつてはじめて、六国史に「穢」という言葉があらわれること、の二点を、氏は指摘している。すなわち九世紀後半になつてはじめて、「穢」観念が確立するというのである。

こうした三橋氏の議論を参考すれば、神願寺を「汚穢」とする史料は、六国史に「穢」という言葉があらわれる以前のものということになる。この点からしても、「汚穢」と「穢」観念とをたやすく結びつけるには慎重になるべきことが知られるだろう。(ii)について。仏像の移座に関して長岡氏が注目された史料に、天平六年十月十四日太政官符(『貞觀交替式』嘉承二年閏十二月五日太政官符に所引)がある。

表3 〈汚穢〉の用例一覧

年月日	西暦	「汚穢」を含む記述	典拠
弘仁 5. 閏 7.8	814	……敢因斯義、欲獻久矣。然猶狼藉汚穢、還恐触塵聖眼……	遍照發揮性靈集 4、獻梵字并雜文表
弘仁 6. 2. 9	815	……頃者京中諸司諸家、或穿垣引水、或壅水浸途。宜仰所司咸俾修營、不責引流水於家内、唯禁露汚穢於牆外……	三格 16 道橋事、弘仁 10.11.5 官符／三格 16 堤堰溝渠事、貞觀 7.11.4 官符
弘仁 6. 3. 2	815	制。蕃国之使入朝有期、客館之設常須牢固。頃者疾病之民就此寓宿、遭喪之人以為隱處、破壞舍垣汚穢庭路。宜令彈正台并京職檢校。	日本後紀
天長 3	826	……謹案 勅 [ ] 每年巡察彈正檢巡京中及東西市諸寺、糾彈非違 [ ] 破損汚穢等者。又云、凡宮城内外及汚穢者……	三格 4 加減諸司官員并廢置事、同日官符
承和 11.11.4	844	應禁制汚穢鴨上下大神宮近河事……但欲清潔之、豈敢汚穢。而遊獵之徒就屠割事、濫穢上流、經触神社。因茲汚穢之祟屢出御卜……	三格 1 神社事、同日官符／類國 5
承和 11.11.4	844	……而王臣家人及百姓等、取鹿鹿於北山、便洗水上、其末流來触神社。因茲汚穢之祟屢出御卜。雖加禁制、曾無順慎者……	統日本後紀
承和 11.12.20	844	……以在比郡神戸百姓、分番令禁守。若致汚穢永出神戸……	三格 1 神社事、同日官符
齊衡 2. 9.19	855	去弘仁六年二月九日立格既畢。而近渠之家、大穿水門好絕溝流。垣基因茲屢頽毀。道上為之濕惡……但無害公私者聽置桶引水、不得因茲流出汚穢濕損道路。	三格 16 堤堰溝渠事、同日官符
天安 2. 3.12	858	宣命日、……頃年恆異屢示、其由乎卜求尔、掛畏岐山陵乃御在所乃近地尔汚穢事触行已止不止之所致止卜申世利……汚穢事可令糾潔支狀乎恐見恐見毛奏。	日本文德實錄
貞觀 2. 4.19	860	……其所獲稻者、收於別庫、期內弁進、專令潔清、莫触汚穢……	三格 10 供御事、同日官符／政要 24
貞觀 4.12. 5	862	……頃年之間、不勞祇承、不掃汚穢、路頭多有人馬骸骨、既見穢惡……	三格 1 祭并幣事、同日官符
貞觀 5. 5.22	863	勅遷山城國広幡神……以旧社近於汚穢也。	日本三代實錄
貞觀 8. 9.25	866	……又御陵乃前頭爾嘉祥寺乃食堂乎作天、汚穢事等在介リ。因茲令破弃天潔久掃奉志牟……	日本三代實錄
貞觀 16. 7. 2	874	大宰府言、薩摩國從四位上開聞神山頂、有火自燒、煙薰滿天、灰沙如雨。震動之声、聞百余里。……求之著龜、神願封戸及汚穢神社。仍成此崇……	日本三代實錄
貞觀 18. 7.23	876	彈正台起請二事。其一事、請停止左右京職官人贖銅貶奪考祿日、天長四年九月廿日格云、弘仁六年二月九日格云、不責引流水於家内、唯禁露汚穢於牆外、然則有壅浸之禁、無掃清之制。因之有勢之家、都無掃清……	日本三代實錄（三格 20 斷罪贖銅事、同日太政官符）
元慶 6. 9.27	882	……而今出自京極至近江堺、無人祇承不掃汚穢……	三格 1 祭并幣事同日太政官符／類國 3／三実、元慶 6.10.27 条／政要 24
寛平 5. 7. 1	893	……至于烏合之衆、不知其物之用、操刀則削几案、弄筆亦污穢書籍……	本朝文粹 2、書齋記
寛平 7. 6.26	895	……仍四至之内、放牧神馬、禁制狩獵。而國栖戸百姓并浪人等、寄事供御、奪妨神地、屢触汚穢、動致咎祟……	三格 1 神社事、同日官符
延喜 9. 6. 9	909	召官寮、有霖雨御卜。官申云、巽大神依汚穢所致……	扶桑略記 23 裏書
延喜 18. 8.20	918	召寮占霖雨由、乾方陵依汚穢所致云々。	扶桑略記 24 裏書
延喜 19. 6.24	919	召官寮卜不雨之由。坤巽辰戌近陵有汚穢。	扶桑略記 24 裏書
康保 1.11.21	964	定額僧淨藏入滅……乍立加持、腹中汚穢令其護法踐出、鳬香滿室、即以甦生……	扶桑略記
23		凡宮城内外非違及汚穢者、每日忠已下糾察。但禁中者不須。	延喜彈正台式
24		凡台巡察京裏、嚴加決罰令掃清。在宮外諸司并諸家掃除當路、又置桶通水、勿露汚穢……	延喜彈正台式

\* 典拠欄の略称は次のとおり。三格 = 類聚三代格、類國 = 類聚國史、政要 = 政事要略。

これには、「諸寺仏像經卷、安<sup>二</sup>置穢所、露<sup>二</sup>當風雨。理不可<sup>レ</sup>然。宜<sup>レ</sup>取集安<sup>一</sup>置淨寺一處、以令<sup>中</sup>施香礼拝供養<sup>上</sup>」とあり、「穢所」にあつた仏像や經卷は、取り集められて淨寺に安置し、施香礼拝供養するよう命じられていた。

長岡氏はこれについて「穢所の仏像は、かつて帰属していた堂宇における意義を失い、集められた多くの像の一つという程度の位置づけとなり、また、けがれを除くために、特に礼拝供養する必要の生じたことが読み取れる。言い換えれば、これは、仏像も穢所にあつた場合には、けがれを負つたことを示していよう」と解釈されている。しかし、右の天平六年の大政官符は、風雨にさらされるような「穢所」の仏像や經卷を、淨所に移すように命じたものである。ここから、「穢所」にあつた仏像は移動が忌避される存在であったとみるのは、難しいようと思つ。

少し後の史料になるが、「尊意僧正贈伝」(『続群書類從』第八輯)の記述も参考になる。ここには、「生前之勤、修<sup>二</sup>補破壞古仏之像、令<sup>レ</sup>具<sup>三</sup>相好。採<sup>一</sup>無主之仏木、令<sup>レ</sup>造<sup>二</sup>尺迦藥師觀音像。造<sup>二</sup>立<sup>一</sup>藏、称曰<sup>三</sup>卒都婆藏」(積<sup>一</sup>納山上風散雨濕之經典)とある。この史料からも、古仏像や風雨にさらされた經典が忌避される存在であつたとは読み取れないのである。

以上、(一)「汚穢」は一般的には「汚物」という意味であり、九世紀前半の時点では「穢」観念と結びつく可能性は乏しいこと、(ii)「穢所」にある仏像の移動は一般的におこなわれていたこと、をみてきた。したがって「汚穢」を「穢」とみなしこれらの場所にあつた仏像は移座される可能性が少ないとする長岡氏の主張は、根拠を失うことになる。

なお、吉江崇氏は、古写本の調査から『類聚三代格』の「沙泥」は、本来「汚穢」の誤写ではなかつたかと推定している。その上で、氏も、「長岡龍作は、神護寺薬師如來立像について考察する中で穢れとされた神願寺の像が神護寺に移され、本尊として迎えられた可能性は少ないと論じたが、ここに言う「汚穢」が「延喜式」が記す触穢規定のような厳格なものだつたとは考え難い」と指摘している(『石清水八幡宮創祀の周辺』『日本歴史』七五三、一二〇一一年二月)。

(15) 福山敏男「神護寺承平実録帳と神護寺諸堂記」(註4の前掲書)。初出は一九四〇および一九五八年)。註9の前掲書、註2丸山氏前掲論文の写真図版を参照した。

(16) 解由制度については、牛山佳幸「諸寺別當制の展開と解由制度」(同『古代中世寺院組織の研究』吉川弘文館、一九九〇年。初出は一九八二年)、佐藤全敏「東大寺別當の成立」(同『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年。初出は二〇〇三年)を参照。

(17) 前註の牛山氏前掲論文。ただし、有実・無実にかかわらず全ての資財が記載され

ていることなどに注目すれば、本史料は「奏文」ではなく、同じく勘解由使によつて奏文後に作成される、いわゆる「長案後紙」である可能性も十分にある。その場合でも、本稿の論旨に異同はない。なお、「勘解由使奏文抄」の理解については、佐藤全敏氏より種々ご教示いただいた。

(18) 奏文は、奏上<sup>レ</sup>が終わると太政官に下され、外印を押印された上で、勘解由使局に下された。さらに諸寺の場合は、治部省に下付される」となつていて。牛山氏は、この「勘解由使奏文抄」の原本が、治部省から、さらに僧綱所を通じて神護寺に下され、それが後世まで伝来したものであろうと指摘しておられる(註16の牛山氏前掲論文)。

(19) 現存する「勘解由使奏文抄」の写本には、本像の寸法が「二尺六寸」と記されており、「神護寺略記」に引く同史料の記述「五尺五寸」とは異なることから、数值の相違が問題視されたことがあつた(詳しく述べ、毛利久「神護寺薬師如立像の問題」、同『日本仏教彫刻史の研究』法藏館、一九七〇年。初出は一九四八年など)。

しかし、史料の書写年代などを勘案すれば、福山敏男氏や竹内理三氏が判断しておられるよう、写本に記された「二尺六寸」は、誤写とみるのが穩当である。なお註2の丸山氏前掲論文および牛田氏前掲論文においても、この問題について独自の理解を示している。

(20) 註16の牛山氏前掲論文。

(21) 史料3でみたとおり、定額寺においては、資財帳提出の停止期間中であつても、国司によって資財の調査がおこなわれた。平安時代初期において、国司の任期は四年ないしは六年であつた。十五年間におよぶ弘仁年間に、国司が交替しなかつたとは考えられず、この間、定額寺であつた神願寺が資財帳を作成する契機は何度もあつた。

(22) 山本崇「秋篠庄と京北条里」(『続日本紀研究』三二一四、二〇〇〇年一月)、註1の齊藤氏論文。

なお齊藤氏は、秋篠寺と神願寺がともに怨靈調伏のための寺であり共通項が多いことから、秋篠莊に近接する場所に、神願寺が所在した可能性を指摘しておられる。長岡氏、中野氏も、齊藤氏の説を有力視される(註2の長岡氏前掲論文および中野氏の論文)。しかし神願寺の秋篠莊は、数ある神願寺領のうちの一つにすぎない。莊園と寺の所在地とは直結するものではなく、現時点で秋篠莊の近くに神願寺があつたとみるのは難しいよう思う。

ちなみに、神願寺の所在地については、後世の史料に、①神願寺と神護寺を同地とする説(『伊呂波字類抄』など)、②大和國當麻寺の上にあつたとする説(『參語集』)、

(3) 河内国にあったとする説（『神皇正統記』）、(4) 山城國男山、すなわち石清水社付近とみなしもの（『東宝記』、『八幡愚童訓』など）、諸説がある。男山南麓に八世紀末にさかのぼる西山廢寺が見つかったことから、これを神願寺と結びつけ、(4) の男山説を推す論考が多いようである。神英雄「山城國男山における古代『甘南備』信仰」（『龍谷史壇』九九・一〇〇、一九九二年一月）など。また長谷部将司氏も、神願寺が男山南麓にあつたとする神氏の説を支持され（「忠臣 清麻呂像の完成」、同『日本古代の地方出身氏族』岩田書院二〇〇四年）、この長谷部氏の論考にもとづいて、井氏一稔氏は神願寺の成立背景を論じておられる。

こうした説の最大の論拠は、西山廢寺が一～三メートルの黄褐色砂層に覆われていたことが、神願寺が「地勢沙泥」（史料1）であったことに合致するとみる点にある。しかしながら、砂層は十三世紀以降の堆積であることが確実であり、この砂層堆積を神願寺の「地勢沙泥」と結びつけるのは牽強付会との誹りを免かれないとされる（註14の吉江氏前掲論文参照）。福山敏男氏（註4前掲論文の補注）、山本崇氏、吉江崇氏がそろって指摘しておられるように、神願寺の所在地はなお不詳としておくのが穩当であろう。

(23) 『改訂史籍集覽』十二。

(24) 一切経書き事業の詳細は、註14の吉江氏前掲論文を参照。

(25) 註2の中野氏a論文。

(26) 註2の井上正氏前掲両論文、安藤佳香「勝尾寺薬師三尊像考—神仏習合の一証左として—」（『仏教芸術』一六三、一九八五年一月）。

(27) 註2の齊藤氏前掲論文。

(28) 註2の浅井氏前掲論文。

(29) 註2の長坂氏前掲論文。

(30) 註2の長岡氏前掲両論文。

(31) 註2の中野氏前掲c論文。

(32) 註2の丸山氏前掲両論文。

(33) 註22の長谷部氏前掲論文。

(34) 註2の井上一稔氏前掲コラム。なお浅井氏も同様に、神願寺は、新都長岡京の外域を守護する意味合いのもとに、長岡京の造営と軌を一にして建立されたと述べておられる（註2の前掲論文）。

(35) 怨靈思想は、九世紀以降の御靈信仰との関わりのなかで論じられることが多い。しかし、本稿で注目したいのは八世紀末から九世紀初頭頃の怨靈思想であり、後の御靈信仰とは区別すべきものである（西山良平「御靈信仰論」『岩波講座日本通史

第5巻 古代4』岩波書店、一九九五年）。米井輝圭「平安時代の御靈」（同『日本の仏教』三、一九九五七月）、大江篤「崇と神祇官の龜ト」（『日本古代の神と靈』臨川書店、二〇〇七年、初出は、一九九四年および二〇〇三年）、柴田博子「怨靈思想成立の前提—七・八世紀における死者觀の変容と王權—」（長洋一監修 柴田博子編『日本古代の思想と筑紫』櫻歌書房、二〇〇九年）も参照。

(36) 前註の柴田氏前掲論文。  
(37) 註22を参照。

(38) 田村圓澄「神宮寺と神前読經と物の怪」（同『飛鳥仏教史研究』稿書房、一九六九年）、八重樫直彦「空と勝義の孝—古代仏教における怨靈救済の論理—」（石田一良編『日本精神史』ペリカン社、一九八八年）など参照。

(39) 『扶桑略記』延暦十六年正月十六日条。

(40) 註38の前掲論文、直木孝次郎「秋篠寺と善珠僧正」（同『奈良時代史の諸問題』稿書房、一九六八年。初出は一九六三年）ほか。

(41) 櫻木潤「最澄撰『三部長講会式』にみえる御靈」（『史泉』九六、二〇〇二年七月）。たとえば天長四年（八二七）九月には、淳和天皇が願主となつて、伊予親王母子の靈を慰撫するために法華講会が修されている。この法華講会については、武内孝善「弘法大師と法華講会—天長皇帝為故中務卿親王講法華經願文」考（『中川善教先生頌徳記念論集 仏教と文化』同朋舎出版、一九八三年）、櫻木潤「嵯峨・淳和朝の『御靈』慰撫—『性靈集』伊予親王追善願文を中心にして」（『佛教史学研究』四七一二、二〇〇五年一月）参照。これとは別に、伊予親王母子のために造像がおこなわれたことが知られる。その際の願文「東太上為故中務卿親王造刻檀像願文」（遍照發揮性靈集）卷第六には、「伏願藉此勝業、拔羽勞魂（ここにひれ伏して願うことは、このたびの造像の勝れた行いによって、孤独な靈魂の苦を抜き落度することを）」とある（現代語訳は、『弘法大師空海全集』第六巻、筑摩書房、一九八四年を参照した）。この願文においても、苦惱する靈魂を済度することが願わされていることが知られる。

(42) 『密教大辭典』（法藏館、一九三一年）によると、「壇法」とは「修法壇の莊嚴法」とある。また壇は、本来サンスクリット語の「曼荼羅」のことであり、構造や用途などによつて大壇、小壇などがあり、壇の形状は修法の種類に応じて相違する。なお、「壇場」「壇法」はともに、漢訳の密教經典によくみられる語であることにも、留意しておきたい。

(43) なお、表2の3は、『日本二代実録』貞觀八年（八六六）十月二十日条に該当し、  
(44) 註2の浅井氏前掲論文。

ここには山崎にあった相応寺の縁起について記されている。

勅、山城國乙訓郡相応寺者、元是漁商比屋之地也。往年權僧正壹演泛水觀行橋頭、遭天暑熱、上岸風涼。有一老嫗、避舍獻地。壹演便在其中、聊作壇法、鏟平地中、得「旧仏像」。因緣相應、靈瑞頻現。太政大臣歎其希有、奏建道場。

これによると、權僧正壹演が、老嫗の献じた土地で「壇法」をおこなおうと地中を平らに削つたところ、古仏像を得たと記されている。この「壇法」は、少なくとも呪詛を目的とするものではなかつたとみるのが自然であろう。

(46) 註2の中野氏前掲a論文。

(47) 註2の長坂氏前掲論文。奈良時代に流行した『薬師瑠璃光如來本願功德經』や『仏說藥師瑠璃光七仏本願功德經』(いずれも『大正新脩大藏經』十四)による。なお、

『陀羅尼集經典』卷二「薬師瑠璃光仏印呪第二十五」(同十八)は、大陀羅尼呪を誦

呪すれば一切の受苦を逃れられるとし、薬師經典の注釈『本願藥師經疏』(増補改訂『日本大藏經』九)は、懺悔と持戒のちからによつて厭持呪詛など七難九横を除

(48) 古代の寺院制度の大枠については、中井真孝「大寺制の成立と背景」(同『日本古代佛教制度史の研究』法藏館、一九九一年。初出は一九七〇年)、同「定額寺の原義」(同右書。初出は一九七六年)、同「国分寺制の変遷」(同右書。初出は一九八二年)参照。

(49) 私寺の建立禁止については、荒井秀規「延暦二年、私寺建立禁止令について」(『明治大學大學院紀要』文学篇二四、一九八七年一月)など参照。

(50) a 中井真孝「神仏習合思想の形成と發展」(季刊『日本学』一一、一九八三年五月)、b 同「平安初期の神仏關係—特に護法善神思想と神前読經・神分得度について」(菊池康明編『律令祭祀論考』塙書房、一九九一年)。

(51) 「多度神宮寺資財帳」をめぐる問題については、川尻秋生「多度神宮寺資財帳の作成目的」(註10の前掲書。初出は一九九八年)など参照。

(52) 註50の中井氏前掲b論文。

(53) 『続日本紀』天平十三年閏三月庚戌条。

(54) 直木孝次郎「宇佐八幡と東大寺との関係—正倉院文書の一断簡から」(註40の前掲書。初出は一九五五年)。

(55) 八幡神入京の経緯については『続日本紀』天平勝宝元年十一月・十二月条に詳しいが、記事には錯簡や改変のあることが指摘されており、事実関係の把握には注意を要する(三橋正「大仏造立と日本の神觀念」註14の前掲書。初出は一〇〇五年)。

(56) 『新抄格勅符抄』延暦十七年十二月二十一日太政官符。

(57) 筒井英俊校訂『東大寺要録』卷四、諸院章、諸神社、八幡宮所収の弘仁十二年八月十五日太政官符(国書刊行会、一九七一年)。平野博之「東大寺要録卷第四所収弘仁十二年八月十五日官符について—宇佐八幡宮史料批判の一齣—(上)・(下)」(『九州史学』二一・二四、一九六三年二月・七月)参照。

(58) 善珠による薬師經典の注釈書『本願藥師經抄』は、天応から延暦十六年(七八一~七九七)の間に、何らかの法会の開催に関連してあらわされたものではないかと考えられている。この注釈書は、懺悔と持戒の功德が強調されている点に特徴があるとされ、その功德によって七難九横の災難を除くことなどが説かれている。『本願藥師經抄』の基礎的な理解や意義については、名畑崇「日本古代の戒律受容—『本願藥師經抄』をめぐつて」(佐々木教悟編『戒律思想の研究』平楽寺書店、一九七六年)を参照。

(59) 山岸常人「悔過会の変容」(同『中世寺院社会と仏堂』塙書房、一九九〇年。初出は一九八四年)、拙稿「醍醐寺藥師三尊像と平安前期の造寺組織(下)」(『美術研究』三九八、二〇〇九年八月)。

なお平安時代初期の薬師信仰の流行を受けて、国分寺の本尊が釈迦から薬師に変更されていたとする理解もあるが、右の拙稿で示したように、むしろ本尊像とは別に薬師如來像が新しく安置された国々があり、場合によつては、それが後に本尊に置き換えられるようになつたとみられる。

(60) 註42の武内氏および櫻木氏前掲論文。

(61) 註35の米井氏、註40の直木氏前掲論文など。

(62) 長谷川誠「薬師如來及び両脇侍像」(『大和古寺大觀』第五卷、岩波書店、一九七八年)。

(63) 註26の安藤氏前掲論文など。

(64) 註38の田村氏前掲論文、註35の米井氏前掲論文。

(65) こうした目に見えぬものたちの苦悩からの解放は、この時代の課題だったとされる(註35の米井氏前掲論文)。

(66) 註42の櫻木氏前掲論文。

(67) 註2の長坂氏前掲論文に、神宮寺本尊の尊格がまとめられている。

(68) 八世紀末頃の薬師信仰の理解をめぐつては、上島享氏よりご助言を得た。

つたものである。その検討結果は、日本宗教文化史学会第十四回大会で報告したが、その際には牛山佳幸氏より、「弘仁資財帳が神願寺資財帳であることは、歴史学分野からすれば、史料からみて自明のことである」との指摘をいただいた。歴史学分野における史料読解の水準を意識して今後研鑽に励んでいきたい。

挿図は、『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 重要作品篇』第二巻（中央公論美術出版、一九七六年）より転載させていただきました。

（さらいまい・企画情報部研究員）